

内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

多摩川漁業協同組合・川崎河川漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合と川崎河川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第12号第五種共同漁業権（以下「漁業権」という。）の漁場区域内において、組合員以外の者（以下「遊漁者」という。）の行う漁業権対象魚種の採捕（以下「遊漁」という。）に関し、漁業権管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)

第2条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 前項に掲げる漁具・漁法であっても、かけ釣り中リールを使用しないあゆのころがしを除き、俗称ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。

3 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は2本以内とする。

4 遊漁に使用する投網の目合は、15cmにつき13節以下とし、網の全長は6m以下でなければならない。

(遊漁時間)

第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚種別	漁法別	遊漁期間
あゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日（以下「解禁日」という。）から12月31日まで。（但し、10月15日から11月30日までは除く。）
	投網	解禁日以後8日目から12月31日まで。（但し、10月15日から11月30日までは除く。）
こい ふな うぐい おいかわ うなぎ	手釣・竿釣	1月1日から12月31日まで。
	投網	1月1日から12月31日まで。（但し、5月1日からあゆの解禁日以後7日間までは除く。）

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は毎日新聞に掲載する。

(禁止区域)

第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、別記第9号様式の標識により表示するものとする。

(大きさの制限)

第7条 漁業権対象魚種のうち下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あゆ・ふな	全 長 10cm以下
こ い	全 長 18cm以下
う なぎ	全 長 26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び遊漁料は、下表のとおりとする。

対 象 魚 種	漁 具 法	期 間	遊 漁 料 (消費税込)
あゆ・こい・ふな うぐい・おいかわ うなぎ	手 釣 釣 竿 釣 釣 投 網	1 年	8,000円
		1 日	2,000円
あゆ・こい・ふな うぐい・おいかわ うなぎ	手 釣 釣 竿 釣 釣	1 年	5,000円
		1 日	1,000円
ふな・うぐい おいかわ	手 釣 釣 竿 釣 釣	1 年	2,500円
		1 日	500円

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ表右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
身体障害者	前項に規定する額の半額

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地

川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市多摩区菅北浦2丁目22番7号

指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証の交付)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式から第6号様式による遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を監視員の見やすいところに着用しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わねばならない。

4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)

第11条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、漁場監視員を任命し、その任にあたらせる。

2 漁場監視員は、別記第7号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、別記第8号様式による漁場監視員であることを証明する腕章を付けるものとする。

3 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

別記第1号様式

遊漁承認証 (投網、竿釣、手釣年券)

あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ年間遊漁承認証
住所、氏名、年令の記入なきものは無効です。

承認期間 平成 年12月31日まで

魚種 あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ

漁具漁法 投網、竿釣、手釣

遊漁区域 自 東京都調布市多摩川原橋下り線橋脚上流端 電話042-361-3542
東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚 川崎河川漁業協同組合
上流端 電話044-945-7143
至 東京都大田区下丸子町多摩川ガス橋々台下流端
神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋々台下流端

遊漁料金 金 8,000円 (消費税込み)

氏名 年令 才 取扱者

住所

年度

(写真貼付)

注意事項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 3 5月1日からあゆ解禁日以後7日間と10月15日から11月30日までは、投網を使用して水産動物を採捕することはできません。(あゆの遊漁期間は、解禁日から10月14日まで、及び12月1日から12月31日までです。)
- 4 あゆ及びふなは10センチメートル、こいは18センチメートル、うなぎは26センチメートル以下のものは採捕できません。
- 5 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。(かけ釣中リールを使用しないあゆのころがしを除き俗称ひっかけ又はさくりに類似する漁法は禁止です。)
- 6 投網は全長6メートル以下、網目は15センチメートルにつき13節以下とします。
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 多摩川原橋下流の区域では、行政官庁又は内水面漁場管理委員会が投網の遊漁を禁止する場合があります。
- 11 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

遊 漁 承 認 証

(投網、竿釣、手釣日券)

表

<h2>遊漁承認証</h2>									
下記の通り遊漁を承認します。									
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">住所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏名</td><td style="width: 30%;">年令</td><td style="width: 10%;">才</td><td></td></tr></table>	住所				氏名	年令	才	
住所									
氏名	年令	才							
承認期間	平成 年度 1日限り								
魚 種	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ								
漁具漁法	投網、竿釣、手釣								
遊漁区域	自 東京都調布市多摩川原橋下り線橋脚上流端 東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端 至 東京都大田区下丸子町多摩川ガス橋々台下流端 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋々台下流端								
遊漁料金	金 2,000円 (消費税込み)								
	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">取 扱 者</td><td style="width: 60px; height: 30px;"></td></tr></table>	取 扱 者							
取 扱 者									
発 行 者	東京都府中市府中町2丁目25番地 多摩川漁業協同組合 印 電話 042-361-3542 神奈川県川崎市多摩区菅北浦2-22-7 川崎河川漁業協同組合 印 電話 044-945-7143								

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 3 5月1日からあゆ解禁日以後7日間と10月15日から11月30日までは、投網を使用して水産動物を採捕することはできません。(あゆの遊漁期間は、解禁日から10月14日まで、及び12月1日から12月31日までです。)
- 4 あゆ及びふなは10センチメートル、こいは18センチメートル、うなぎは26センチメートル以下のものは採捕できません。
- 5 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。(かけ釣中リールを使用しないあゆのころがしを除き俗称ひっかけ又はさくりに類似する漁法は禁止です。)
- 6 投網は全長6メートル以下、網目は15センチメートルにつき13節以下とします。
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 多摩川原橋下流の区域では、行政官庁又は内水面漁場管理委員会が投網の遊漁を禁止する場合があります。
- 11 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

別記第3号様式

遊漁承認証 (竿釣、手釣年券)

あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ年間遊漁承認証
住所、氏名、年令の記入なきものは無効です。

承認期間 平成 年12月31日まで

魚種 あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ

漁具漁法 竿釣、手釣

遊漁区域 自 東京都調布市多摩川原橋下り線橋脚上流端 電話042-361-3542
東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚 川崎河川漁業協同組合
上流端 電話044-945-7143
至 東京都大田区下丸子町多摩川ガス橋々台下流端
神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋々台下流端

遊漁料金 金 5,000円 (消費税込み)

氏名 年令 才 取扱者

住所

年度

(写真貼付)

注意事項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 3 あゆの遊漁期間は、解禁日から10月14日まで、及び12月1日から12月31日までです。
- 4 あゆ及びふなは10センチメートル、こいは18センチメートル、うなぎは26センチメートル以下のものは採捕できません。
- 5 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。(かけ釣中リールを使用しないあゆのころがしを除き俗称ひっかけ又はさくりに類似する漁法は禁止です。)
- 6 竿は1人2本までとします。
- 7 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 8 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 9 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

遊 漁 承 認 証

(竿釣、手釣日券)

表

<h2>遊漁承認証</h2>									
下記の通り遊漁を承認します。									
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">住所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏名</td><td style="width: 30%;">年令</td><td style="width: 10%;">才</td><td></td></tr></table>	住所				氏名	年令	才	
住所									
氏名	年令	才							
承認期間	平成 年度 1日限り								
魚 種	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ								
漁具漁法	竿釣、手釣								
遊漁区域	自 東京都調布市多摩川原橋下り線橋脚上流端 東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端 至 東京都大田区下丸子町多摩川ガス橋々台下流端 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋々台下流端								
遊漁料金	金 1,000円 (消費税込み)								
	<table border="1" style="width: 50px; height: 50px;"><tr><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">取 扱 者</td><td></td></tr></table>	取 扱 者							
取 扱 者									
発 行 者	東京都府中市府中町2丁目25番地 多摩川漁業協同組合 印 電話 042-361-3542 神奈川県川崎市多摩区菅北浦2-22-7 川崎河川漁業協同組合 印 電話 044-945-7143								

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 3 あゆの遊漁期間は、解禁日から10月14日まで、及び12月1日から12月31日までです。
- 4 あゆ及びふなは10センチメートル、こいは18センチメートル、うなぎは26センチメートル以下のものは採捕できません。
- 5 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。（かけ釣中リールを使用しないあゆのころがしを除き俗称ひっかけ又はさくりに類似する漁法は禁止です。）
- 6 竿は1人2本までとします。
- 7 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 8 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 9 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

別記第5号様式

遊漁承認証 (竿釣、手釣年券 あゆ、こい、うなぎを除く。)

ふな、うぐい、おいかわ年間遊漁承認証

住所、氏名、年令の記入なきものは無効です。

承認期間 平成 年12月31日まで

魚種 ふな、うぐい、おいかわ

漁具漁法 竿釣、手釣

遊漁区域 自 東京都調布市多摩川原橋下り線橋脚上流端 電話042-361-3542
東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚 川崎河川漁業協同組合
上流端 電話044-945-7143
至 東京都大田区下丸子町多摩川ガス橋々台下流端
神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋々台下流端

遊漁料金 金 2,500円 (消費税込み)

氏名 年令 才 取扱者

住所

年度

(写真貼付)

注意事項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 3 ふなは10センチメートル以下のものは採捕できません。
- 4 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。
- 5 竿は1人2本までとします。
- 6 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 7 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 8 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

遊 漁 承 認 証

(竿釣、手釣日券 あゆ、こい、うなぎを除く。)

表

<h3>遊漁承認証</h3>									
下記の通り遊漁を承認します。									
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">住所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏名</td><td style="width: 30%;">年令</td><td style="width: 10%;">才</td><td></td></tr></table>	住所				氏名	年令	才	
住所									
氏名	年令	才							
承認期間	平成 年度 1日限り								
魚 種	ふな、うぐい、おいかわ								
漁具漁法	竿釣、手釣								
遊漁区域	自 東京都調布市多摩川原橋下り線橋脚上流端 東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端 至 東京都大田区下丸子町多摩川ガス橋々台下流端 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋々台下流端								
遊漁料金	金 500円 (消費税込み)								
	<table border="1" style="width: 100px; height: 50px;"><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">取 扱 者</td><td></td></tr></table>	取 扱 者							
取 扱 者									
発 行 者	東京都府中市府中町2丁目25番地 多摩川漁業協同組合 印 電話 042-361-3542 神奈川県川崎市多摩区菅北浦2-22-7 川崎河川漁業協同組合 印 電話 044-945-7143								

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 3 ふなは10センチメートル以下のものは採捕できません。
- 4 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。
- 5 竿は1人2本までとします。
- 6 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 7 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 8 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

別記第7号様式

(多摩川漁業協同組合)

表

漁場監視員証 No.	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
写 真	
氏名	生年月日 年 月 日
住所	
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
発行者	多摩川漁業協同組合 印

裏

1 漁場を監視するときは、常に本証を携帯すること。
2 漁場を監視する以外に本証を濫用してはならない。
3 本証は、他人に貸与してはならない。
4 本証を紛失又は汚損したときは、直ちに届け出ること。
5 漁場監視員の身分を失ったときは、すみやかに組合事務所へ返還しなければならない。

(川崎河川漁業協同組合)

表

漁場監視員証 No.	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
写 真	
氏名	生年月日 年 月 日
住所	
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
発行者	川崎河川漁業協同組合 印

裏

1 漁場を監視するときは、常に本証を携帯すること。
2 漁場を監視する以外に本証を濫用してはならない。
3 本証は、他人に貸与してはならない。
4 本証を紛失又は汚損したときは、直ちに届け出ること。
5 漁場監視員の身分を失ったときは、すみやかに組合事務所へ返還しなければならない。

漁場監視員腕章

別記第8号様式

(多摩川漁業協同組合)

第 号 監視員 多摩川漁業協同組合

備考 白地に黒字で、上下線は赤とする。

(川崎河川漁業協同組合)

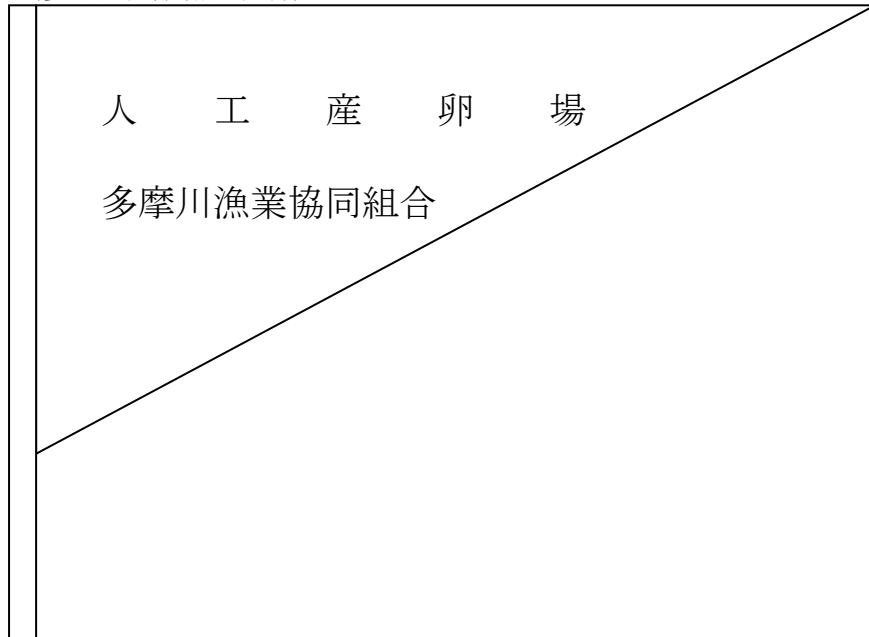
第 号 監視員 川崎河川漁業協同組合

備考 白地に黒字で、上下線は赤とする。

別記第9号様式

産卵場標識

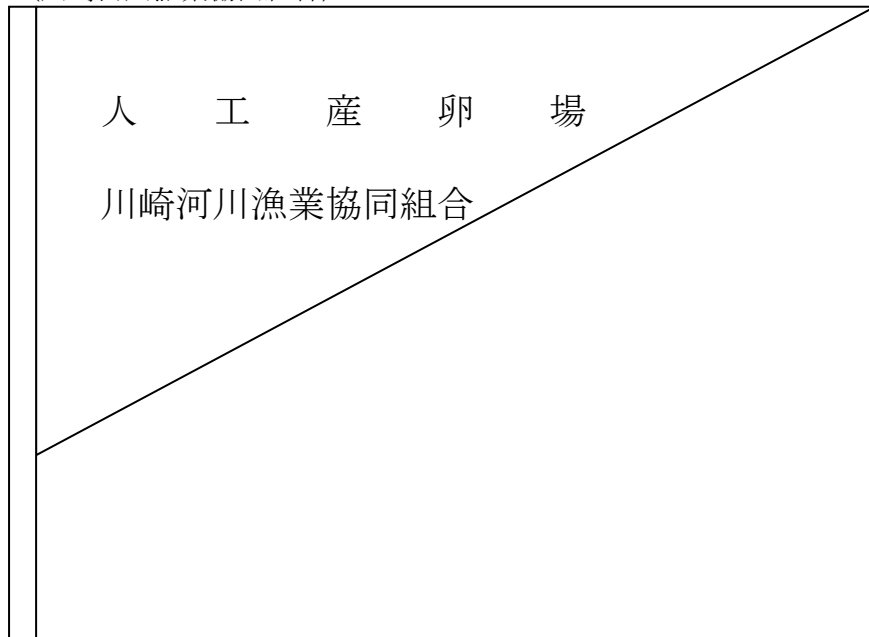
(多摩川漁業協同組合)



人工産卵場

多摩川漁業協同組合

(川崎河川漁業協同組合)



人工産卵場

川崎河川漁業協同組合